証券コード 6195 2024年6月12日 (電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号株式会社 ホープ代表取締役社長兼CEO 時 津 孝 康

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

当社ウェブサイト https://www.zaigenkakuho.com/ir/meeting/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)に「ホープ」またはコードに当社証券コード「6195」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

記

- 1. 日 時 2024年6月27日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 公益財団法人アクロス福岡 円形ホール
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第31期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告及び 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果 報告の件
- 2. 第31期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告 の件

以上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださ いますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2023年 4月 1日から) (2024年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID - 19)による行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進展したものの、ウクライナ情勢の長期化をはじめとする不安定な国際情勢及び円安の進行によるエネルギー・原材料価格の高騰に伴う物価高が継続しており、先行きは不透明な状態が続いております。

このような状況下において、グループ全体での事業規模の拡大を推進するとともに、事業運営におけるリスク管理体制の一層の強化を図るなどの取り組みを推進することで、グループ企業理念の実現及び企業価値の向上に努めてまいります。

広告事業におきましては、連結子会社である株式会社ジチタイアドにて、当連結会計年度においても引き続き生産性を可能な限り維持しつつ、「利益創出事業」として計画的な事業規模の再拡大を目指し、事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上に向けた取り組みを行ってまいりました。具体的には、主にSCサービスにおけるマチレットの季節偏重を緩和するために、第1四半期(4月~6月)に集中している冊子の発行時期を平準化することで、効率的な販売及び制作活動を実現し、一件当たりの収益性の向上に努めてまいりました。2025年3月期以降においては、引き続き1人当たりの生産性の維持・向上に努め、「利益創出事業」として安定成長を実現するとともに、「計画的な再拡大」を目指してまいります。

ジチタイワークス事業におきましては、官民連携に対する需要が大きく、市場の開拓余地は十分に存在することから、連結子会社である株式会社ジチタイワークスにおいて、自治体情報を最上流でキャッチできるポジションの確立を目指し、コンテンツ拡充・情報発信力の強化と情報キャッチアップ力の向上による自治体ビジネスのニーズの顕在化に対応していくことで、サービス提供機会を増やし売上拡大を図るとともに、サービス品質の向上に尽力し、『ジチタイワークス』ブランドの価値を確固たるものにすることで、堅実な成長を推進しております。

その先に、当社グループを中心とした自治体情報の循環によるさらなる官民連携の促進、また、自治体情報データベースを活用した、事業の強化・支援・創造が可能になると考えております。これを実現するための施策として、引き続き、公務員個人の領域でマーケットを拡大し、事業を展開するとともに、さらなるコンテンツ制作体制の充実と、Bto Gソリューションの推進、官民協働を支援するweb上のプラットフォームである「ジチタ

イワークスHA×SH (ハッシュ)」の運営推進等多面的な展開を進め、公務員プラットフォーム構想(注)の実現を目指してまいります。

また、株式会社ジチタイワークスは、2024年1月31日に公表の「連結子会社の会社分割(簡易新設分割)に関するお知らせ」に記載のとおり、マチイロ事業(以下「本事業」)において、本事業に関する権利義務を単独の簡易新設分割により新設会社(以下「本新設会社」)に承継させるとともに、本新設会社を当社の完全子会社とすることを決議し、2024年3月1日付で株式会社マチイロを設立いたしました。スマートフォンアプリという情報インフラの特性から、本事業は当社グループの各事業等と有機的に連携するとともに、損益管理の明確化及び将来の戦略実行のための柔軟な体制構築の観点から、独立的に運営していくことが望ましいと判断したものです。

なお、本事業が当社グループ全体の売上高及びセグメント利益等に占める割合は僅少であることから、当連結会計年度におけるセグメント情報上、その他に区分されております。

上記に加え、株式会社ジチタイワークスにおいては、2024年3月13日に公表の「連結子会社の役員の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付で、代表取締役及び取締役の異動による新経営体制への移行を決定し、2024年4月1日から新経営体制への移行が完了しております。

(注) 公務員だけが利用可能なプラットフォームを構築し、自治体が抱える様々な課題を to公務員というアプローチで解決支援を図るネットワーク構想

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,553,699千円(前年同期比18.4% 増)、営業利益は228,052千円(前年同期比25.8%増)、経常利益は228,187千円(前年同期比42.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は261,865千円(前年同期比94.8%減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業におきましては、自治体から様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するSR (SMART RESOURCE) サービス、また、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える情報冊子マチレットを自治体と協働発行(無料)し、自治体の経費削減を支援するSC (SMART CREATION) サービス等を提供しており、収益性改善を目的とした事業規模の適正化を推進してまいりました。当社グループの主要媒体であるマチレットは現在、子育て・空き家・エンディングノート・おくやみ・マイナンバーガイドブック、などのテーマを主として全国展開しております。

当連結会計年度においては、上述のマチレットに係る冊子発行時期の平準化施策の結果、SC(SMART CREATION)サービスによる売上が好調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,660,185千円(前年同期比13.5%増)、セグメント利益は346,981千円(前年同期比1.6%増)となりました。

② ジチタイワークス事業

ジチタイワークスは、当社グループの官民連携を推進する様々なサービスを総称するブランドの名称とし、「自治体で働く"コトとヒト"を元気に。」をコンセプトにサービスを展開しております。

2017年12月より発行してきた、当社グループオリジナルのメディアとして、自治体職員の仕事につながるヒントやアイデア、事例などを紹介する行政マガジン『ジチタイワークス』を発行しています。また、当社グループが今まで培った自治体とのリレーションを活用した、自治体と民間企業のニーズを繋ぐBtoGソリューション等の積極的な展開も推進しております。その中においては、上述の行政マガジン『ジチタイワークス』の通常号の別冊として、企業の予算やニーズに応じたオーダーメイド形式の(i)特別号(ii)PICKS及び(iii)INFO.の3種類の媒体があり、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対して、幅広い広告媒体の提案も行っております。

行政マガジン『ジチタイワークス』は、2022年3月より全国1788自治体の市区町村・47都道府県に加え、地方議会議員へも無償提供を開始しております。その結果、自治体職員・地方議会議員向け総合情報誌として国内最多約11.5万部の発行に達するなど、行政マガジン『ジチタイワークス』を通じて事業全体の持続的なブランディングの向上を実現し、その結果として前年同期を上回る実績となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は755,787千円(前年同期比20.1%増)、セグメント利益は241.015千円(前年同期比8.7%増)となりました。

③ その他

その他には、企業版ふるさと納税支援事業やマチイロなど他の報告セグメントに含まれないサービスが含まれております。

当連結会計年度における売上高は137,727千円(前年同期比111.6%増)、セグメント利益は5,206千円(前年同期はセグメント損失17,506千円)となりました。

(2) 資金調達の状況

当社グループは、効率的な運転資金の調達や弾力的に適切なレバレッジへと推移させる 財務体制の構築及び機動的な資本政策の実施等を行うことを念頭に、当連結会計年度末時 点において、主要取引金融機関と総額300,000千円のコミットメントライン契約並びに総 額100,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借 入実行残高はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、18,382千円となりました。これは、すべて全社資産への投資であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区	分	第 28 期 (2021年6月期)	第 29 期 (2022年3月期)	第 30 期 (2023年3月期)	第 31 期 (当連結会計年度) (2024年 3 月期)
売 上	高 (千円	34,615,567	35,630,649	2,157,228	2,553,699
経常利益又は (大(△)	^{怪常損} (千円	△6,935,626	△16,731,978	160,416	228,187
親会社株主に帰属 当期純利益又は新 株主に帰属する 純損失(△)	現会社 当期 (千円	△6,978,950	△19,730,966	5,028,646	261,865
1株当たり当期 又は1株当たり 損失(△)		△1,109.09	△1,952.73	400.18	15.94
総資	産 (千円	10,964,536	1,432,909	2,338,793	1,984,476
純 資	産 (千円	△2,498,387	△5,602,419	742,060	1,003,164
1株当たり純誠	資産額 (円	△326.50	△500.72	44.84	60.84

- (注) 1.第29期については、決算期の変更に伴い、2021年7月1日から2022年3月31日までの9か月間となっております。
 - 2.第29期については、当社の連結子会社であった株式会社ホープエナジーが2022年3月25日付で破産手続開始決定がなされたことから、連結の範囲から除外しておりますが、2021年7月1日から2022年3月25日の損益計算書を連結しております。
 - 3.第29期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しております。また、収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関す る会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い第28期(2021年6月期)以前に 対し、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(5) 対処すべき課題

① 広告事業の収益性改善・向上

当社グループは広告事業を「利益創出事業(金のなる木)」と位置付け、より安定した収益事業への転換に向けて、事業規模の適正化に加えて、その収益性の改善・向上を 進めてまいりました。

具体的には、SRサービスにおいて、中長期的な収益性の改善を実現するために、戦略的な観点を踏まえ、適切な価格で仕入れを行うことを目的とした応札価格の妥当性の検証を行うことにより、ノウハウの一層の蓄積を重ね、業務実態へと反映させるPDCAサイクルの運用を行っております。また、SCサービスにおけるマチレットの一件当たりの収益性を向上させるため、冊子の発行が一定時期に集中し、販売及び制作活動が偏重する傾向を中期的に緩和することで、当該サービスだけでなく事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上を推進してまいりました。なお、当連結会計年度においてはピーク月の発行割合は減少し、全体的な平準化は進んだものの、下半期への偏重傾向が出ております。これについては、再拡大の過程において、季節偏重の是正の効果以上に事業拡大による偏重度合が大きくなることが発生しうるためです。今後とも、事業拡大とのバランスを保ちながらの平準化努力を継続してまいります。

② ジチタイワークス事業におけるサービスのブランド価値向上及び事業規模の拡大 当社グループは、ジチタイワークス事業を、成長をけん引する「花形事業」と位置付 けております。ジチタイワークスのブランド価値を高め、自治体と民間を繋ぐメディア としての地位を確立させることが成長の実現につながるものと認識しており、この数年 にわたりこれに努めてまいりました。

今後より一層、成長のけん引役として、BtoGソリューション等、ジチタイワークスブランド下のプロダクト、サービス開発、その運営体制のさらなる充実化等を進めていく予定です。

③ 新規事業・サービスへの挑戦

当社グループの行う事業は行政政策や社会的な課題の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。広告事業及びジチタイワークス事業に加えて、企業版ふるさと納税支援事業と空き家対策関連事業akisol(アキソル)の2つを次なる事業の柱とするべく取り組んでおります。企業版ふるさと納税支援事業においては中期的な花形化を目指し、akisolにおいては早期の収益モデルの確立を目指しております。

また今後も、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ITによる効率的な事業化への取り組み等を行い、継続的に自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

④ 優秀な人材の確保及び育成

今後、当社グループが持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、一般的なビジネスリテラシー水準の向上と、ミドル層や経営者候補人材の育成に繋がる教育制度や仕組みの構築に積極的に取り組んでおります。

⑤ 経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。当社グループにおいては、従来より、経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりましたが、今後はこれらに加えて、当社グループにおけるリスクを全社的な視点で合理的かつ最適な方法で管理していくことで、より企業価値を高めていけるものと認識しております。既存事業が抱えるリスクに対する対応策を協議・検討のみならず、自社の新規事業開発やM&A等の実施を通じたサービスの事業化に際し、リスク分析を含む複数の観点から評価を行うなど、全社的なリスク管理体制の整備、運用に取り組むとともに、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、自治体の財源確保・経費削減に貢献することを目的に、自治体に特化したサービスを展開しております。当社グループは「広告事業」、「ジチタイワークス事業」の2区分を報告セグメントとしており、報告セグメントに含まれない一部サービスを「その他」としております。

各セグメントの事業内容は次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業では、主に次のサービスを行っております。

イ. SR (SMART RESOURCE) サービス

SRサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、納税通知書、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の様々なスペースの有効活用を支援するという特徴があります。自治体広告市場は、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果を期待して立ち上がったものといわれております。2004年度に横浜市が全国に先駆けて広告事業の専門組織を立ち上げ、全市的に広告事業を展開し、また、2005年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取り組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより自治体の広告事業への取り組みが拡がりました(注)。しかしながら、従前、自治体が自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しなければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もありました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

第31期の主な実績は、気象庁ホームページ広告運用事業の受注などがあります。

- (注) 「自治体の収入増加に関する調査研究」(2010年3月 財団法人地方自治研究機構)による。
- ロ. SC (SMART CREATION) サービス SCサービスでは主に、当社と自治体との協働発行という形で、自治体が住民へ周

知する必要がある各種分野に特化した住民向け情報冊子について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子を自治体に寄贈するサービスを行っており、当該情報冊子を「マチレット」と総称しております。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を基本的に無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となるほか、デザイン性の高い情報冊子の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在の主な取扱分野は、子育てに関する情報を集約した「子育て情報冊子」、空き家対策に関する情報を集約した「空き家対策冊子」、高齢者の終活をサポートする情報を集約した「エンディングノート」、遺族のための手続など必要な情報を集約した「おくやみ冊子」、マイナンバーカードガイドブック」となっており、時流・社会的課題や行政施策を背景に分野を特定し、自治体との協働発行に繋げております。

② ジチタイワークス事業

ジチタイワークス事業では、官民連携の促進を目指し、主に当社が今まで広告事業で 培った自治体とのリレーションを活用し、次のサービスを行っております。

イ、BtoGソリューション等

BtoGソリューションは、自治体と民間企業のニーズを繋ぐサービスです。民間企業における自治体をターゲットにした商品やサービスについて、当社の持つ自治体ネットワークや取引ノウハウを活用し、販売促進に向けたニーズ調査やマーケティング支援を行い、これらを通じて自治体の各種課題解消に繋げております。

ロ. 行政マガジン『ジチタイワークス』

『ジチタイワークス』は、当社が全国の市町村及び47都道府県の自治体に対して無償で提供している行政マガジンであり、自治体業務の現場で活用できる事例や、地域をあげて取り組んだ事業まで、様々な事例におけるノウハウを提供することで自治体運営における業務改善に繋げることを目的としております。また、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対しては、誌面への広告掲載によって、ターゲットを限定することでリーチ力の高い広告宣伝活動をサポートしております。

- 10 -

ハ. ジチタイワークス HA×SH (ハッシュ)

ジチタイワークス HA×SH (ハッシュ) は、自治体と民間企業の情報流通プラットフォームであり、インターネットによる横断的な情報流通の場の構築・提供、さらには活用促進を目的として、第27期よりサービスを開始いたしました。自治体は抱えている課題に合わせ民間企業の有益なサービスを検索・閲覧することで、能動的かつ効率的な情報収集が可能となり、自治体職員の生産性が向上することで行政サービスの推進に繋がります。また、民間企業は自社が提供する自治体向けサービスの情報を掲載することで、物理的な訪問の困難さや提案の非効率性にとらわれることなく、より多くの自治体へ周知することが可能となります。

③ その他

その他のセグメントにおいては、企業版ふるさと納税支援事業、及び空き家対策関連 事業akisol (アキソル)が含まれております。

企業版ふるさと納税支援事業は、個人版の企業版ふるさと納税制度に比べて認知度が低い企業版ふるさと納税制度の活用について、自治体と企業の双方に向けて制度啓発活動を行い、活用を促進していただく支援をしております。2023年12月には佐賀銀行と業務提携し、2024年2月には企業版ふるさと納税制度の管轄省庁である内閣府との協働セミナーも実施いたしました。今後は中期的に成長拡大を目指してまいります。

akisolは、自治体と協働して空き家所有者からの総合相談窓口を担い、低廉な空き家の流通サポート(0円物件マッチング)をはじめとした、ソリューションの提案及び提供を行っています。引き続き、早期の収益確立を目指しております。

(7) 主要な事業所

① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
福岡本社	福岡県福岡市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社ジチタイアド	福岡県福岡市
株式会社ジチタイワークス	福岡県福岡市
株式会社マチイロ	福岡県福岡市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(人)	前連結会計年度末比増減
広告	87 (11)	13名増
ジチタイワークス	52 (4)	12名増
その他	8 (4)	4名増
全社 (共通)	20 (7)	2名増
合計	167 (26)	31名増

- (注) 1. 子会社の従業員はすべて当社からの出向者で構成されているため、連結会社の状況と提出会社の状況における従業員数は一致しております。
 - 2. 従業員数は就業人員数であります。なお、() 書きは外書きで臨時雇用者数 (アルバイト、パートタイマー、派遣社員) であり、最近1年間の平均雇用者数 (1日8時間換算) を記載しております。
 - 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

	従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
I	167 (26) 名 31名増		33.6歳	4.9年

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比 率	主要な事業内容
株式会社ジチタイアド	10,000千円	100%	自治体の財源確保・コスト削減 を目的とする広告事業等
株式会社ジチタイワークス	10,000千円	100%	官民連携・自治体同士の連携の 促進を目的とする媒体発行・プロモーション事業等

(注) 連結対象の子会社は上記の重要な子会社に記載の2社を含む3社であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入	先	借入金残高 (千円)
株式会社第	瓦邦 銀 行	38,520
株式会社裕	届 岡 銀 行	31,076
株式会社西日本	シティ銀行	29,997

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 27,950,000株

(2) 発行済株式の総数 16,458,800株 (うち自己株式24,991株)

(**3**) **当事業年度末の株主数** 6,846名

(4) 大株主 (上位10名)

*	朱	主			名		持	株	数	持株比率	
株士	式会 社	チェン	ノジホ	ール	ディ	ィング	゛ス	2,58	5,00	00株	15.72%
株	式	会	社	Е		Т		1,34	0,00	00	8.15
時		津		孝			康	1,32	7,40	00	8.07
楽	天	証	券	株	式	会	社	59	1,20	00	3.59
-		村		哲			也	40	0,00	00	2.43
株	式	会 社	S	В	1	証	券	35	8,21	14	2.17
齋		藤		将			平	28	6,40	00	1.74
株式	1会社	日本カ	ストデ	イ銀:	行 (信託口])	26	0,70	00	1.58
福		留		大			\pm	24	7,80	00	1.50
斉		井		政			憲	22	6,00	00	1.37

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の 内容の概要

当社は、2018年1月17日の取締役会決議に基づき、株式会社ホープ 2018年度第1 回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

				柄	株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権
行	決	議	の		2018年1月17日
有	者	\mathcal{O}	人	数	
又締 役	(社外)	取締役る	を除く	(。)	3名
朱 -	予約	権	の	数	1,185個
約権の目	目的であ	る株式の)種類	及び数	当社普通株式 474,000株
予 絲	勺 権	の発	行	価 額	100円
5 約 権	の行	吏時の	払込	金額	307円
予 糸	勺 権	の行	使	期間	2021年10月 1 日~ 2026年 9 月30日
					発行価格 307.25円 資本組入額 153.625円
予 約 村	重の主	な行か	使 の	条件	①割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならない。 ②上記①の条件に抵触せずに、2018年6月期から2023年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するめとする。 ③相続人による本新株予約権の行使は認めない。
多約権	の譲	度に関	する	事 項	本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の 決議による承認を要する。
	有 和 な 株 を を を を を を を を を を を を を	有 者	有 者 の 双締役 (社外取締役を株 予 約 権 の目的である株式の 予 約 権 の 発 予 約 権 の 行 使 時 の 予 約 権 の 行 使 時 の 予 約 権 の 行 使 はり株式をうたの発行価格 及び うちの 発 行 価格 を な 行	有 者 の 人 X 締役 (社外取締役を除く株 予 約 権 の 放権の目的である株式の種類 予 約 権 の 発 行 が 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 予 約 権 の 行 使 で の 発 行 価 格 及 び 資 本 組 予 約 権 の 主 な 行 使 の	行 決 議 の 日 有 者 の 人 数 双締役(社外取締役を除く。) 株 予 約 権 の 数 的権の目的である株式の種類及び数 予 約 権 の 発 行 価 額 3 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額

- (注) 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、「新株 予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新 株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」について は、株式分割後の数値を記載しております。
- (2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表耳	収締役社長	時 津	孝康	CEO 株式会社ジチタイアド 代表取締役社長 株式会社ジチタイワークス 代表取締役社長 株式会社マチイロ 代表取締役社長 一般財団法人ジチタイ未来研究財団 代表理事
取	締 役	森	新平	COO 株式会社ジチタイアド 取締役 株式会社ジチタイワークス 取締役
取	締 役	大島	研介	CFO 管理部門担当 株式会社ジチタイアド 取締役 株式会社ジチタイワークス 取締役
取	締 役	平田	えり	弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所
取	締 役	福留	大士	株式会社チェンジホールディングス 代表取締役兼執 行役員社長 株式会社トラストバンク 取締役 株式会社ROXX 社外取締役 株式会社Orb 取締役 ポート株式会社 経営アドバイザリー SBI地方創生サービシーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社ガバメイツ 取締役 株式会社DFA Robotics 取締役 株式会社トラベルジップ 取締役 株式会社チェンジ鹿児島 社外取締役 株式会社チェンジ鹿児島 社外取締役 サイリーグホールディングス株式会社 取締役 株式会社アーシャルデザイン 社外取締役
常勤	監 査 役	松山	孝明	
監	査 役	河上	康 洋	河上康洋税理士事務所 所長 合同会社河上中小企業診断士事務所 代表社員
監	査 役	松本	一 哉	株式会社MBBR 代表取締役社長 オングリットホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社M・E・M 社外取締役 株式会社アンサーホールディングス 社外監査役 イオン九州株式会社 社外監査役 北九州監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役平田えり氏及び福留大士氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役松山孝明氏、監査役河上康洋氏及び松本一哉氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、社外監査役を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役河上康洋氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有

するものであります。

- 5. 監査役松本一哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6. 当連結会計年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。 代表取締役社長時津孝康氏は、2024年3月1日付で株式会社マチイロの代表取締役社長、2024 年3月28日に一般財団法人ジチタイ未来研究財団の代表理事にそれぞれ就任いたしました。
- 7. 当連結会計年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
 - ① 2023年6月29日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって、監査役徳臣啓至氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 2023年6月29日開催の第30回定時株主総会において、松本一哉氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
- 8. 当連結会計年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
 - ① 代表取締役社長時津孝康氏は、2024年4月1日付で株式会社ジチタイワークスの代表取締役社長を辞任いたしました。なお、同氏は株式会社ジチタイワークスの取締役として引き続き在任しております。
 - ② 取締役森新平氏は、2024年4月1日付で株式会社ジチタイワークスの代表取締役社長に就任いたしました。
- 9. 当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役(以下、「非業務執行取締役等」という。)との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該役員等賠償責任保険にて填補されます。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については補償の対象外としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

	報酬等の	幸	酬等の種類別	の総額 (千円)		対象となる
役員区分	総額 (千円)	基本報酬	賞与	業績連動 報酬等	非金銭報 酬等	役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	77,496	50,496	27,000	_	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	_	_	I	_	-	_
社外取締役	3,900	3,900	-	_	_	1
社外監査役	6,300	6,300	_	_	_	4

- (注) 1. 上記には2023年6月29日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役1名を含んでおります。
 - 2. 社外取締役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名を除いております。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、2020年9月25日開催の第27回定時株主総会において年額200,000千円以内、うち社外取締役の報酬限度額は、20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は2名)です。また、監査役の報酬限度額は、2015年9月28日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社においては、2020年10月14日開催の取締役会にて任意委員会である報酬委員会の設置を決議し、また、2021年6月11日開催の取締役会において報酬委員会の半数以上を社外取締役とする旨を決議しており、取締役の個人別の報酬額について、報酬委員会において審議される体制となっております。取締役会において報酬委員会への一任決議を経たうえで、報酬委員会が株主総会決議により承認された範囲において、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、客観性及び透明性を確保するため、報酬委員会が適していると判断したためであります。なお、報酬委員会の体制は、委員長を代表取締役社長の時津孝康氏が務め、委員として社外取締役の平田えり氏、福留大士氏が参画しております。

また、監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役会の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役平田えり氏は、西村あさひ法律事務所に所属する弁護士であり、当社は同事務所に対し、必要の都度、法律事務を依頼しております。

社外取締役福留大士氏は株式会社チェンジホールディングスの代表取締役兼執行役員 社長であります。同社は当社株式の15.72%を保有する筆頭株主であり、資本業務提携 契約を締結しております。なお、同氏が兼職している他の各兼職先と当社の間には重要 な取引関係はありません。

社外監査役河上康洋氏は、河上康洋税理士事務所所長及び合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員であります。当社と各兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役松本一哉氏は、株式会社MBBR代表取締役社長及び北九州監査法人代表 社員であります。なお、同氏が兼職している他の各兼職先と当社の間には重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	平田えり	当連結会計年度開催の取締役会全13回に出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	福留大士	当連結会計年度開催の取締役会全13回に出席いたしました。取締役会において、経営者としての豊富な経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	松山孝明	当連結会計年度開催の取締役会全13回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	河上康洋	当連結会計年度開催の取締役会全13回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	松本一哉	監査役就任後、当連結会計年度開催の取締役会10回、監査役会10回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当連結会計年度に係る 会計監査人の報酬等の額	25,000	_
当社及び子会社が会計監査人に支払うべ き金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000	_

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計 年度に係る会計監査人の上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) **当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容** 該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計 監査人を解任する方針であります。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事 項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める 監査方針に従い、監査役監査の対象となる。また、取締役は、他の取締役の法令、定 款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社役職員が遵守すべき規範として 「コンプライアンス指針」を定める。
 - ・当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、各部署におけるリスクを一元的に管理し、適切な対応策等の検討をすることに加え、コンプライアンス推進の実効性を高めるための検討を行うなどリスク及びコンプライアンスに関する重要事項を審議する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ・当社は、取締役会規程を始めとする社内規程を制定、及び必要に応じて改訂し、業務 の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、経営会議その他重要な意思決定に係る情報は、法令及び当社の 「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「危機管理規程」を定め、当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
 - ・ISO27001の認証を受け、個人情報を含む情報セキュリティ管理に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を 開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団(以下当社グループという)における業務の適正を 確保するための体制
 - ・当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、事業会社の経営の自主独立を尊重しつつ、各社に対する監督機能の実効性確保を目的としたコーポレート・ガバナンス基本方針を策定する。
 - ・当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分及び資本政策の策定等 の役割を担うとともに、グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理 規程等を策定し、同規程等に基づき、直接的に経営管理する子会社と企業間契約を締 結し、事業会社の経営上の重要事項について報告を求める。
 - ・当社は、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、危機管理体制、その他内部 統制システムに必要な体制の構築及び運用を支援し、グループ各社の状況に応じた経 営管理体制の構築に取り組む。
 - ・当社の内部監査部門は、各部門(または担当者)と連携し、直接・間接的に実施する グループ会社の監査を通じて、当社グループの内部統制システムの運用状況を把握し 評価する。
 - ・当社は、当社グループの従業員等が直接通報することで、法令違反行為等を未然に防止または速やかに認識し、是正することを目的に外部弁護士を窓口とする内部者通報制度を設ける。また、監査役及び監督官庁等の外部機関等を含めた通報先とした通報者に対し、通報を行ったという事実を理由とした不利益取扱いは一切行わない。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に 関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役 と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の従業員を置く。
- ② 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する 体制
 - ・取締役は、監査役が取締役会及び経営会議その他重要な意思決定の過程及び業務の執 行状況を把握するため、これらの会議に出席できる環境を整備する。
 - ・取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報規程に定め、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見 交換を行う。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換 を行う。
 - ・監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合、会社 は速やかに費用または債務の処理を行う。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要の都度是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

・「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断 し、役員及び従業員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスが円滑かつ効果的に実施されるよう「コンプライアンス規程」を定めており、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたしました。また、「危機管理規程」の周知を引き続き行い、リスク低減に努めております。さらに、ISO27001:2013の認証に係る維持審査を実施し、引き続き不適合がない旨の審査報告を受けました。

また、当事業年度にて従前より取り組んでいたコンプライアンス体制に加えて、新たにリスクマネジメント体制の構築、強化を図っております。具体的には、従来より制定していた「コンプライアンス規程」を「リスク・コンプライアンス規程」として改定し、「コンプライアンス委員会」を「リスク・コンプライアンス委員会」とすることで、翌事業年度よりコンプライアンスに加え、リスクに関する重要事項を審議する体制を整えました。「リスク・コンプライアンス委員会」においては、当社における様々なリスクを一元的に管理し、適切な対応策等の検討をすることで、リスクの回避及び軽減を図り、安定した事業運営を実現してまいります。これに加えて、自社の新規事業開発やM&A等の実施を通じたサービスの事業化に際し、リスク分析を含む複数の視点から評価を行い、代表取締役や取締役会に対する諮問機能を担う「投資諮問委員会」の設置に向け、「投資諮問委員会規程」を制定しております。

- ③ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制 「文書管理規程」に従い、文書の法定保存期間を守った、文書の保存・管理を行って おります。
- ④ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項 本社部門のスタッフ1名を兼任の監査役補助スタッフとして設置しており、監査役の 職務を補助しております。
- ⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交 換を行っております。また、社外取締役を含むその他の取締役、内部監査担当その他従 業員及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うことに加えて、内部監査担当及 び会計監査人との三様監査も実施しております。
- ⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対策規程」及びその業務マニュアル等、反社会的勢力による当社に対する民事介入暴力が発生した場合の対応を定めており、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を提供しないよう努めております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,775,771	流動負債	981,311
現 金 及 び 預 金	1,023,202	童 掛 金	369,708
売掛金及び契約資産	360,910	1年内償還予定の社債	100,000
商品及び製品	317,033	1 年内返済予定の 長 期 借 入 金	99,593
仕 掛 品	8,939		81,214
貯 蔵 品	204		211,132
前 払 費 用	16,269		
そ の 他	50,826		39,700
貸 倒 引 当 金	△1,615		21,505
固定資産	208,704		12,785
有 形 固 定 資 産	23,912	そ の 他	45,670
建物	3,513	負債合計	981,311
車 両 運 搬 具	146	(純資産の部)	000 727
工具、器具及び備品	20,253	株 主 資 本 _{- 20}	999,727
無形固定資産	9,881	資 本 金	10,718
ソフトウェア	9,881	資本剰余金	796,050
投資その他の資産	174,910	利益剰余金	263,863
投資有価証券	5,964	自己株式	△70,904
破産更生債権等	10,207	その他の包括利益累計額	160
繰延税金資産	116,500	その他有価証券 評価差額金	160
そ の 他	52,445	新株予約権	3,276
貸倒引当金	△10,207	純 資 産 合 計	1,003,164
資 産 合 計	1,984,476	負債・純資産合計	1,984,476

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結 損益計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	科			B		金	額
売		上		高			2,553,699
売		上	原	価			1,115,671
	売	上	総	利	益		1,438,028
販	売 費	及び一	般管理	里費			1,209,976
	営	業		利	益		228,052
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	16	
	受	取	四四	当	金	8	
	助	成	金	収	入	28	
	違	約	金	収	入	2,287	
	新	株 予	約権	戻 入	益	648	
	そ		\mathcal{O}		他	687	3,676
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	1,688	
	支	払	手	数	料	1,327	
	株	式	交	付	費	518	
	古	定資	産	除却	損	6	3,540
	経	常		利	益		228,187
	税金	等調	整前	当期 純	利益		228,187
	法 人	、税、付	主民税	及び事	業 税	48,236	
	法	人 税	等	調整	額	△81,914	△33,677
	当	期	純	利	益		261,865
	親会	社株主に	帰属す	る当期純	利益		261,865

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

		——————— 株	主	* 本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本合 計
当連結会計年度期首残高	30,430	1,303,020	△526,121	△70,902	736,427
当連結会計年度中の変動額					
資 本 金 の 減 少	△20,430	20,430			_
その他資本剰余金の減少		△528,119	528,119		_
自己株式の取得				△2	△2
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	718	718			1,437
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			261,865		261,865
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度中の変動額合計	△19,712	△506,969	789,984	△2	263,300
当連結会計年度末残高	10,718	796,050	263,863	△70,904	999,727

	その他の包括利益累計額			
	そ 有 価 部 差 額	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	274	274	5,358	742,060
当連結会計年度中の変動額				
資 本 金 の 減 少				_
その他資本剰余金の減少				_
自己株式の取得				△2
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				1,437
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益				261,865
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△114	△114	△2,081	△2,195
当連結会計年度中の変動額合計	△114	△114	△2,081	261,104
当連結会計年度末残高	160	160	3,276	1,003,164

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3を

連結子会社の名称 株式会社ジチタイアド

株式会社ジチタイワークス

株式会社マチイロ

2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において会社分割(新設分割)により設立した株式会社マチイロを連結の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- 5. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により 算定)

貯蔵品

最終仕入原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年 車両運搬具 5~6年 工具、器具及び備品 2~8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

① 広告事業

広告事業に係わる収益は、自治体から仕入れた様々な媒体及び当社グループが制作し、自治体が住民に向けて発行する冊子の広告枠の販売及び広告掲載役務提供による収益であり、媒体への広告掲載期間にわたって、又は媒体及び冊子の発行時点で収益を認識しております。また、いわゆる代理店販売(当社グループに販売価格決定権が存在せず、かつ在庫リスクも存在しない)による売上は、販売金額から売上原価を控除した金額(純額)で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ジチタイワークス事業

i. ジチタイワークス(公務員向け行政マガジン): 当社グループが制作・発行を行う冊子の 広告掲載枠の販売及び広告掲載役務提供による収益であり、冊子の発行時点で収益を認識してお ります。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務 を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ii. BtoGソリューション等:官民連携サービス提供による収益であり、顧客による検収が完

了し、かつ当社グループが検収書を受領した時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

- 1. 棚卸資産の評価
- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 商品及び製品 317.033千円
- (2) その他の情報
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「連結計算書類 連結注記表【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】5.会計方針に関する事項(1)② 棚卸資産」に記載のとおりであります。

- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げに当たり、収益性の低下の有無に係る判断に ついて正味売却価額の算定に当たっては、過去の販売実績や将来の受注可能性を考慮しておりま す。
- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響 棚卸資産の評価に当たっては、現在入手可能な情報に基づき判断しており、前提条件の変化や 経済及びその他の事象または状況の変化等により、正味売却価額が低下した場合、棚卸資産評価 損の追加計上が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 116,500千円
- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」第29項に従い、「分類3」に該当するものとして取り扱う繰延税金資産であります。そのため、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性については、当社および連結子会社の当連結会計年度における一時差異等加減算前課税所得の実績額及び合理的に策定した翌連結会計年度以降の事業計画における一時差異等加減算前課税所得見積額に基づき判断する必要があり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来3年間の見積課税所得の範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 見積課税所得は、翌連結会計年度の予算を基礎とし、一定のリスクを反映した上で見積を行っ ております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市場環境の変化、経営目標の未達により、翌期以降の業績に影響を与える可能性があり、そのいずれも繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

45.336千円

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額100,000千円借入実行残高-差引額100,000

3. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額300,000千円借入実行残高-差引額300,000

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の	り種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通	株式	16,454,200	4,600	_	16,458,800
合	計	16,454,200	4,600	_	16,458,800

(注) 普通株式の増加は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加

4.600株

2. 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	24,981	10	_	24,991
合 計	24,981	10	_	24,991

(注) 自己株式の増加は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

10株

- 3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額等 該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。
- 4. 当連結会計年度末日の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数 普通株式 524.900株

【金融商品に関する注記】

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、四半期ごとに時価等を把握する管理体制をとることで、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理し、リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式である非上場株式(5,000千円)は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	964	964	
資産計	964	964	-
社債 (1年内償還含む)	100,000	99,165	△834
長期借入金 (1 年内返済含む)	99,593	99,281	△311
負債計	199,593	198,446	△1,146

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については現金であること、 及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略して おります。
 - 2. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針 第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時

価

レベル 2 の時価:レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定

した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分		時価	時価 (千円)		
区方	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券	964	_	_	964	

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価 (千円)			
区方	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還含む)	_	_	99,165	99,165
長期借入金 (1年内返済含む)	_	_	99,281	99,281

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
 - ① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味 した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

③ 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他	△ =⊥
	広告	ジチタイ ワークス	計	(注)	合計
売上高					
民間	1,489,028	734,895	2,223,924	30,525	2,254,449
官公庁	171,157	20,891	192,048	107,201	299,249
顧客との契約 から生じる収益	1,660,185	755,787	2,415,972	137,727	2,553,699
その他の収益	_	_	_	_	_
外部顧客への 売上高	1,660,185	755,787	2,415,972	137,727	2,553,699

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に企業版ふるさと納税 支援事業やakisol及びマチイロなどのサービスを含んでおります。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 連結注記表【連結計算書類作成のため の基本となる重要な事項に関する注記】5. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計 上基準 に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	46,324
契約負債(期末残高)	21,505

- (注)契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。当連結会計年度期首時点で保 有していた契約負債に関しては主に当連結会計年度の収益として認識しております。
- ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【企業結合・事業分離に関する注記】

(共通支配下の取引等)

簡易新設分割による子会社の設立

当社は、2024年1月31日開催の取締役会において、2024年3月1日を効力発生日として、当社完全子会社である株式会社ジチタイワークス(以下「ジチタイワークス社」)のマチイロ事業に関する権利義務を単独の簡易新設分割により新設会社である株式会社マチイロ(以下「本新設会社」)に承継(以下「本会社分割」)させるとともに、本新設会社を当社の完全子会社とすることを決議し、2024年3月1日付で新設分割を実施いたしました。

- 1. 取引の概要
 - (1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容 マチイロ事業

(2)企業結合日

2024年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

ジチタイワークス社を分割会社とし、本新設会社を承継会社とする当社子会社単独の分割型新 設分割であります。

(4) その他取引の概要に関する事項

中長期的な企業価値の向上を実現するために、機動的で柔軟な経営資源の配分、財務戦略及び 資本政策を実行できるグループ経営管理体制の構築を図るものであります。

なお、本新設会社は本会社分割に際して普通株式200株を発行し、そのすべてを分割会社であるジチタイワークス社に割り当てると同時に、ジチタイワークス社に割り当てられた全株式を剰余金の配当としてジチタイワークス社の完全親会社である当社に対して交付いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理をしております。

【1株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額 60円84銭 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 15円94銭

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,205,631	流動負債	489,015
現 金 及 び 預 金	724,339	1年内償還予定社債	100,000
売 掛 金	121,736	1年内返済予定の 長期借入金	99,593
貯 蔵 品	204	未 払 金	52,446
前払費用	13,345	未払費用	211,132
短期貸付金	150,000	預り金	12,702
未 収 入 金	150,491	そ の 他	13,140
		負 債 合 計	489,015
	45,513	(純資産の部)	
固 定 資 産 	259,253	株主資本	972,432
有 形 固 定 資 産	23,912	資 本 金	10,718
建物	3,513	資本剰余金	796,050
車両運搬具	146	資 本 準 備 金	718
工具、器具及び備品	20,253	その他資本剰余金	795,332
無形固定資産	299	利益剰余金	236,568
	299	その他利益剰余金	236,568
		繰越利益剰余金	236,568
投資その他の資産	235,041	自己株式	△70,904
投資有価証券	5,964	評価・換算差額等	160
関係会社株式	84,316	その他有価証券 評価差額金	160
繰延税金資産	104,928	新 株 予 約 権	3,276
そ の 他	39,832	純 資 産 合 計	975,869
資 産 合 計	1,464,884	負債・純資産合計	1,464,884

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	科	4		B		金	額
売		上		高			576,873
売		上	原	価			_
	売	上	総	利	益		576,873
販	売 費	禄及び-	一般管	理 費			419,251
	営	į	業	利	益		157,621
営	美	業 外	収	益			
	受	I	取	利	息	3,546	
	受	取	配	当	金	8	
	新	株 予	約 椎	を 戻 こ	入 益	648	
	そ		\mathcal{O}		他	483	4,686
営	美	業 外	費	用			
	支	į	払	利	息	1,688	
	支	払	手	数	料	1,327	
	株	式	交	付	費	518	
	そ		\mathcal{O}		他	6	3,540
	経	1	常	利	益		158,768
	税	引前	当其	阴 純 和	1 益		158,768
	法)	人税、	住民税	及び事	業税	1,057	
	法	人	锐 等	調整	額	△78,857	△77,799
	当	期	純	利	益		236,568

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

		株		主	資		本	
		資 本	剰	余 金	利益乗	1 余金		
	資 本 金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本金計	そ 利 剰 越 糸 瀬 金	利 益 剰 余 金 計	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,430	661,725	641,294	1,303,020	△528,119	△528,119	△70,902	734,429
当 期 変 動 額								
資本金の減少	△20,430		20,430	20,430				_
資本準備金の減少		△661,725	661,725	_				_
その他資本剰余金の減少			△528,119	△528,119	528,119	528,119		-
新株の発行(新 株 予 約 権 の 行 使)	718	718		718				1,437
当期純利益					236,568	236,568		236,568
自己株式の取得							△2	△2
株主資本以外の 項目の当期変動								
額 (純額)								
当期変動額合計	△19,712	△661,006	154,037	△506,969	764,687	764,687	△2	238,003
当期末残高	10,718	718	795,332	796,050	236,568	236,568	△70,904	972,432

	評価・換:	算差額等		
	その他 券価 証 券価 金	データ (新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	274	274	5,358	740,062
当 期 変 動 額				
資本金の減少				_
資本準備金の減少				_
その他資本剰余金の減少				_
新株の発行(新 株 予 約 権 の 行 使)				1,437
当期純利益				236,568
自己株式の取得				△2
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	△114	△114	△2,081	△2,195
当期変動額合計	△114	△114	△2,081	235,807
当 期 末 残 高	160	160	3,276	975,869

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

【重要な会計方針】

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物10年車両運搬具5~6年工具、器具及び備品2~8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能 期間 (5年) に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

当社の収益は、子会社に対する経営管理手数料となっております。経営管理手数料は、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、役務の提供につれて当社の義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 104.928千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1. の金額の算出方法は「連結計算書類 連結注記表 【会計上の見積りに関する注記】」に記載した内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 45.336千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 450,241千円 関係会社に対する短期金銭債務 349千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	_
差引額	100 000

4. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	300,000十円
借入実行残高	_
差引額	300.000

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

売上高 560.248千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,981	10	_	24,991
合 計	24,981	10	_	24,991

(注) 自己株式の増加は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

10株

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報については「計算書類 個別注記表 【重要な会計方針】

3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額 1,090千円 未払社会保険料 1,566 繰越欠損金 2,174,901 その他 25.641 繰延税金資産小計 2,203,199 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 $\triangle 2.098.189$ 評価性引当額小計 $\triangle 2,098,189$ 繰延税金資産合計 105.010 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △82 繰延税金負債合計 △82 繰延税金資産の純額 104.928

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社

種類	会社等の 名称	議決権所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			子会社管理料	335,003	売掛金	78,905	
子会社	1.1	所有 直接 100.0	経営管理 (注1)	出向負担金	459,077	未収入金	87,650
アド			資金の貸付等 (注2)	100,000	短期貸付金	100,000	
株式会社 子会社 ジチタイ ワークス	チタイ 直接 1000	経営管理 (注 1) ·	子会社管理料	162,170	売掛金	37,141	
			出向負担金	265,021	未収入金	62,472	
			資金の貸付等 (注2)	50,000	短期貸付金	50,000	
子会社	 株式会社	朱式会社 所有 経営	経営管理	子会社管理料	363	売掛金	399
子会社 マチイロ		(注1)	出向負担金	367	未収入金	367	

- (注) 1. 経営管理料等については、双方協議のうえ、合理的に決定しております。
 - 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

【企業結合・事業分離に関する注記】

(共通支配下の取引等)

当社の100%子会社である株式会社ジチタイワークスのマチイロ事業に関する権利義務を新設会社である株式会社マチイロに承継させるとともに、株式会社マチイロを当社の完全子会社とする当社単独の簡易新設分割を実施いたしました。共通支配下の取引として、「連結計算書類 連結注記表【企業結合・事業分離に関する注記】」に記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額59円18銭1 株当たり当期純利益14円40銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社ホープ 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホープの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通 読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で 得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な 相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ る。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の 職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監 香手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報 に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に 関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対 して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び 監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社ホープ 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 <u>增村正之</u>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全 ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査におけ る監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関す る規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責 任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の 職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び 監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び 結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、月例の経営会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - また、子会社については、前述の経営会議における情報収集、子会社の取締役と の意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けま した。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

株式会社ホープ 監査役会 常勤監査役(社外監査役) 松 山 孝 明 印 監査役(社外監査役) 河 上 康 洋 印 監査役(社外監査役) 松 本 一 哉 印

以上

定時株主総会会場ご案内図

住 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号

会場名 公益財団法人アクロス福岡 円形ホール

電 話 (092)725-9113(交通アクセスについてのお問い合わせ先)



〈注意事項〉

株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。